

大口町告示第85号

大口町指定区域外予防接種費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年10月1日

大口町長 鈴木雅博

大口町指定区域外予防接種費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町指定区域外予防接種費助成事業実施要綱(平成20年大口町告示第29号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大口町指定外予防接種費助成事業実施要綱

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町(以下「町」という)が予防接種法施行令(昭和23年政令第197号。以下「令」という。)第1条の2に定める疾病に対する予防接種のうち、令第5条の規定により町が公告に基づき行う予防接種(以下「町が実施する予防接種」という。)として受けることができない者に対し、町が実施する予防接種以外の方法により受ける予防接種(以下「指定外予防接種」という。)に係る費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条を削る。

第3条ただし書きを削り、同条第2号中「対象医療機関で接種すること」を「町が実施する予防接種以外の方法で予防接種を受けること」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) その他やむを得ない事情があると町長が認めた者

第3条を第2条とし、第4条中「対象医療機関で予防接種を受けようとする場合」を「指定外予防接種を受けようとするときは」に、「大口町区域外予防接種費助成金交付申請書」を「大口町指定外予防接種費助成金交付申請書」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

第6条第1項中「対象医療機関で予防接種を受けた者及び」を「指定外予防接種を受けた者又は」に、「大口町区域外予防接種費助成金交付請求書」を「大口町指定外予防接種費助成金交付請求書」に改め、同条第2項中「ポリオ及び」を削り、「一般社団法人尾北医師会との間において締結した予防接種料金にワクチン基準単

価を合わせた額」を「愛知県内広域予防接種個別委託料単価」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

第9条を削る。

別表を削る。

様式第1中「第4条」を「第3条」に、「大口町区域外予防接種費助成金交付申請書」を「大口町指定外予防接種費助成金交付申請書」に改め、

「このことについて、大口町区域外予防接種費助成事業実施要綱第2条に定める予防接種を下記の医療機関で受けたいので申請します。」を

「下記のとおり予防接種を受けたいので、予防接種費用の助成を申請します。」に

改める。

様式第2中「第5条」を「第4条」に改める。

様式第3中「第6条」を「第5条」に、「大口町区域外予防接種費助成金交付請求書」を「大口町指定外予防接種費助成金交付請求書」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大口町指定外予防接種費助成事業実施要綱の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。